

ストップ!ニ子玉川再開発 やむにやまれず提訴

巨大ビル群を風致地区に作らせるの?
一企業の利益追求のために環境が壊されようとしています。



▲東京地方裁判所前にてピラ配布を行いました。

11月21日第1回口頭弁論が 行われました

原告2人と弁護士の意見陳述全文は、ホームページのニュース欄に掲載されています。次回は、2006年1月16日午前11時から、東京地裁611号法廷で開かれます。誰でも傍聴できます。

1. 意見陳述は要約すると、

その1 地域の85%を占める一企業が営利目的のため、「再開発事業」を進めるのを差し止める。

その2 二子玉川、上野毛、瀬田地域周辺の、貴重な(水と緑の)自然環境を壊さないでほしい。国分寺崖線を抱える風致地区に似合わない高層ビル群が建てられて街全体が壊されることは我慢できない。

その3 街づくりの主人公は住民です。街とは自然、歴史、文化の総合的空間です。これらは憲法13条(幸福追求権)、25条(生存権)で守られるべき住民の資産・我々の宝です。

2. 裁判長は「過去に類例がない」と言い、裁判所も原告の主張と法とのかみ合いを調べるという意味の発言をしました。被告の再開発組合には、都市計画決定や事業計画書、組織構成などの提出を求めました。

都・都市整備局・民間開発課と 11月30日面談しました

1. 「権利変換」が当初より遅れていることに関して、都側の発言。

- ・「権利変換は財産が動くので、より多くの同意が必要。権利者(借家人・マンション区分所有者も含む)の全員同意が原則である。」
- ・「都は、再開発組合の尻を叩いて、早くやれとは言っていない」

2. 都が組合設立認可の前に表明していた「事業計画そのもの、周辺への影響、特に交通の流れについて」こちらの質問事項に答えるため、再度面談の場を設定する事になりました。

～にこたま・・・水と緑と光と風と～

・みんなの健康や自然環境の活用など、時代と共に変わってきた「街づくりの概念」を広めていきます。

・権利者や近隣住民へ、このNEWSを配布し、訴訟の進行状況を知らせ、運動をさらに広めていきます。みなさまどうぞご協力ください。

・ステッカー希望、入会申込み、悩みごと相談等ある場合には、ホームページかFAXで問合わせ願います。



1枚100円で配布中です。